

じんけん

ながさき



長崎県人権・同和問題啓発強調月間
11/11(金)～12/10(土)

みんなの人権110番

子どもの人権110番

女性の人権ホットライン

0570-003-110 0120-007-110 0570-070-810

長崎県・長崎県教育委員会・長崎県人権啓発ネットワーク協議会
お問合せ: 長崎県人権・同和对策課 095-826-2585

長崎県人権・同和对策課 統括

長崎県はV-ファーレン長崎と連携・協力し、人権啓発活動を行っています。

Respect!



- お互いが尊重できる社会へ -

2022年度作成ポスター

はじめに

今年（2023年）は、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として国連で「世界人権宣言」が採択されから75年目の年です。この「世界人権宣言」は、迫害や大量虐殺などの人権侵害等が横行した二度の世界大戦の経験をもとに、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方から生まれたものです。しかしながら、世界では、75年が経過する現在も、戦争によって「すべての人が生まれながらに持っている人間らしく生きていくために必要な誰からも侵されることのない基本的な権利（人権）」が奪われています。

国内においても、子どもへの虐待や女性への暴力、障害のある人や性的少数者や外国人等への差別や偏見、新型コロナウイルス感染症に関連した誹謗中傷、インターネット上での部落差別やいじめなど、解決すべき人権問題が数多く存在しています。

県においては、このような人権に関する社会情勢の変化などに対応するため、令和4年3月に「長崎県人権教育・啓発基本計画」の第3次改訂を行い、この計画に沿って、国や市町、関係機関等と連携しながら、学校、家庭、地域、職場など、あらゆる場や機会をとおして、人権施策や人権教育・啓発の推進に取り組んでいるところです。

本号においては、このような状況を踏まえ、第Ⅰ章では、「知ること」「気づくこと」から身近な人権を考えるきっかけとなる記事を、第Ⅱ章では、学校教育や社会教育の場面で人権学習を行う際に活用できるような「人権・同和教育指導者活動活性化・養成事業」の成果物を、そして第Ⅲ章では、皆様が人権について学んだり、相談したりする際に活用できるような情報を発信することといたしました。

本資料が県民の皆様や人権教育・啓発に取り組む皆様、また関係機関・団体の活動の一助となれば幸いです。

令和5年3月

長崎県県民生活環境部人権・同和対策課長

目次

CONTENTS

はじめに

I 「知ること」「気づくこと」からはじめよう

- 1 「身近な人権」について考えよう 2
- 2 「夜間中学」を知っていますか? 8

II 人権・同和教育指導者活動活性化・養成事業

- 1 令和4年度人権・同和教育指導者活動活性化・養成講座 . . . 12

2 人権・同和教育指導者作成の人権学習プログラム

① 講座で学んだことをもとに「さっそくやってみました」編

- 「みな平等? ～社会の見方や特権について考える～」 . . . 13
(アクティビティ「9つの点」「一歩前に進め」)

人権・同和教育マイスター 土手野 和広 氏
人権・同和教育指導者 土手野 明子 氏

② 講座での学びをもとに

「オリジナルプログラムを作ってみました」編

- 「高齢者の難聴 ～理解と対応～」 22
人権・同和教育指導者 橋本 道子 氏

③ 講座での学びと既存資料をもとに

「プログラムを作って実践しました」編

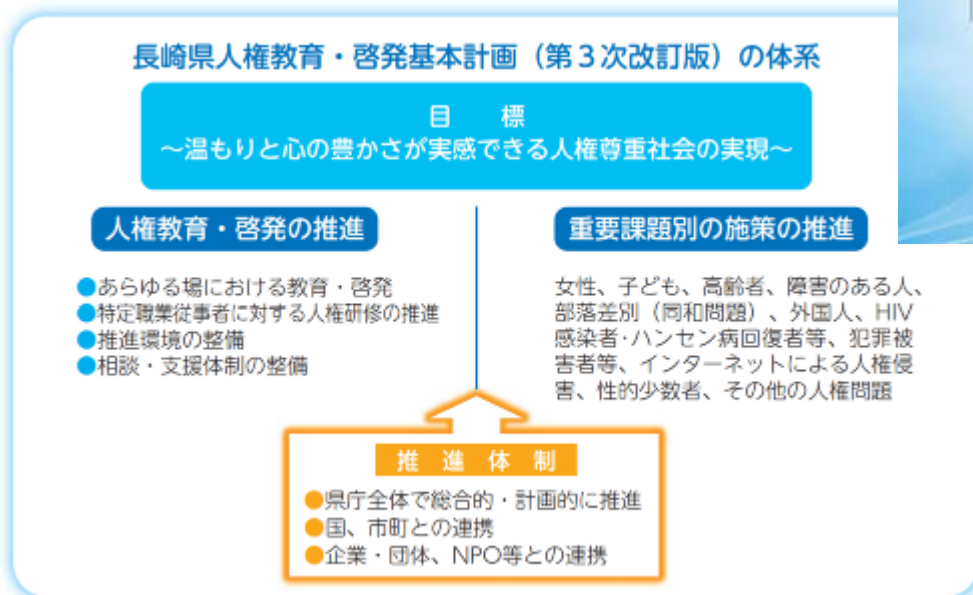
- 「この権利が大切 ～子どもの権利条約より～」 26
人権・同和教育指導者 田崎 洋子 氏

III 人権・同和対策課（人権教育啓発センター）の事業等

- 1 人権教育啓発センターの紹介 32
- 2 新規購入DVD情報 34

I 「知ること」「気づくこと」からはじめよう

長崎県では、県民一人ひとりが自らの課題として、生涯にわたって人権について学ぶことができるよう効果的な人権教育・啓発を推進するために、「長崎県人権教育・啓発基本計画」(令和4年3月 第3次改訂)を策定し、人権教育・啓発に取り組んでいます。

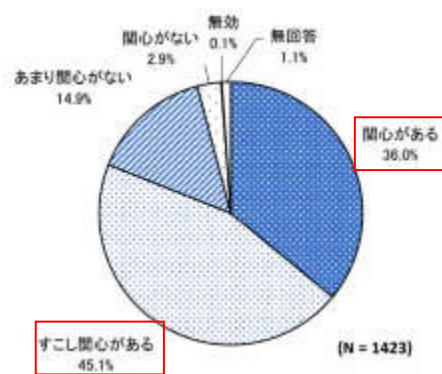


県が令和2年に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果によると、問1「あなたは『人権』に関心がありますか。」という質問に対して、81.1%の人が「関心がある」と「少し関心がある」のどちらかを選択しています。

また、「長崎県の取組に関する県民意識アンケート調査(令和3年)」の結果によると、「人権意識を持って生活していると思う人」の割合が、76.2%となっています。

みなさんは、この「81.1%」と「76.2%」というこの数字を、「高い」と捉えますか。それとも「高いとはいえない」と捉えるでしょうか。

長崎県人権教育・啓発基本計画の目標である「温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会」を実現した長崎県にするために、ここでは、「身近な人権」について考えてみましょう。



「人権に関する県民意識調査」(令和2年)
問1「あなたは『人権』に関心がありますか。」

I-1 「身近な人権」について考えよう



ある、お彼岸のできごとです。

今年で50歳になる私は、母と墓参りに行きました。

坂道を登っていくと、隣のお墓でも、お参りをされていました。



母

あら、鈴木さん。ご無沙汰でしたね。お元気でしたか？

鈴木さん

はい。お陰様で。家族もみんな元気にやっています。

母

それはよかった。お子さんたちもそれぞれ家庭をもたれて、みんな集まるとにぎやかでしょうね。

鈴木さん

そうそう。とてにぎやかで、私たち夫婦も元気になりますね。残念なのは、うちの末っ子が、なかなか帰ってこれなくて…。

母

あら、白バイ隊の？

鈴木さん

今は、離島の警察署の交通課長になって単身赴任中でね。

母

そうだったの。単身赴任の生活は寂しいでしょうね。

鈴木さん

それがそうでもないみたい。新しい趣味をみつけちゃって、休みの日は釣りざんまい。この前もブリとかヒラメとか…

…しばらく二人の会話が続いた後、鈴木さんは帰って行きました。

私

鈴木さんのところ、息子さんがいたって知らなかったよ。

母

何のこと？

私

さっき、警察署の課長さんって…

母

何を言ってるの。鈴木さんのところは3姉妹。末っ子は、カナちゃん。小さいころ一緒に遊んだでしょう？

I 「知ること」「気づくこと」からはじめよう



会話の内容から勝手に「男性」を想像してしまった私…。
50年もの人生を送ってきたのに、こんな思い込みをする
なんて…。まだまだ未熟だと反省しました。

さて、みなさんが想像した「鈴木家の末っ子」は、女性でしたか？それとも男性でしたか？

これを読んだ人の多くが、「男性」を想像する傾向にあるのですが、それはなぜでしょうか。

実は、会話の中にあるいくつかの言葉が関係しているのですが、それはどの言葉でしょう。



実際には、性別にかかわらずそのような人はいるのに、「白バイ隊員」「交通課長(管理職)」「単身赴任」「釣りが趣味」というような言葉によって、無意識に「男性」を想像してしまう人が多いようです。



このように、私たちには「無意識の思い込み」が存在しており、これを「アンコンシャス・バイアス」といいます。

また、「○○は男性」「●●は女性」といった「固定的な男女の役割分担意識」のことを「ジェンダー・バイアス」ともいいます。

他にもあるある「ジェンダー・バイアス」

出先での「あるある」

- 受付や総合案内の担当は女性が自然。男性が接客や接待をしていると違和感がある。
- 社長が女性だと「すごい」「カッコいい」「めずらしい」と思ってしまう。

学生時代の「あるある」

- 運動会前日、「テントの準備役(力仕事)が男子、来賓席の設置(机ならべや掃除)が女子」という作業分担は当たり前。
- 女子が乱暴な言葉を使うと注意されるのに、男子が使っても注意されない。

こんな経験ありませんか？

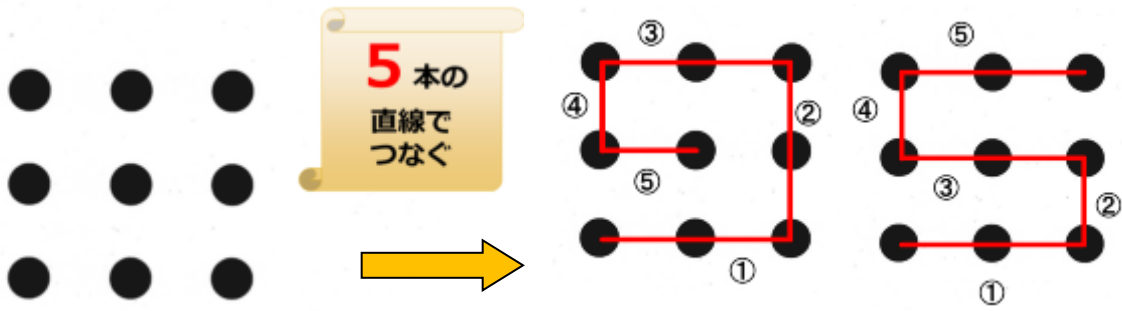


I 「知ること」「気づくこと」からはじめよう



ちょっとここで「脳トレ」に挑戦してみよう！

【条件】 9つの点を「一筆書き」の直線でつなぐ

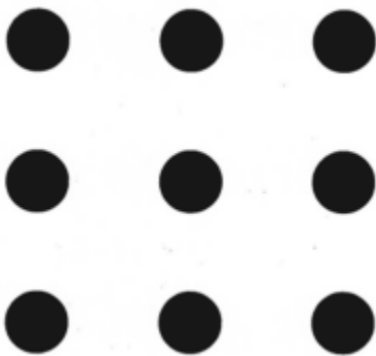


次の「Mission」に挑戦しよう！



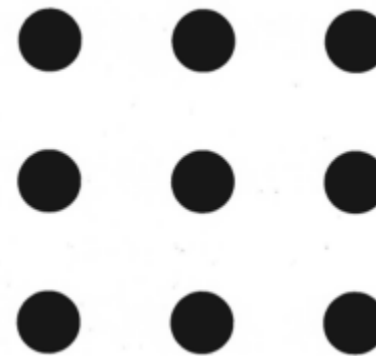
Mission 1

4本の直線でつなぐ



Mission 2

3本の直線でつなぐ



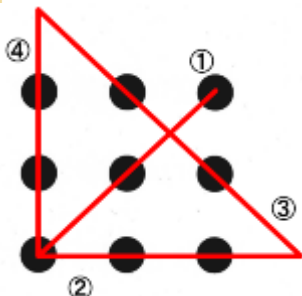
※「答え」は次のページ

解くことはできたかな？

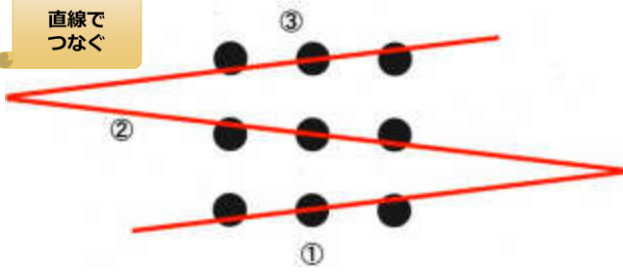


答え

4本の直線をつなぐ



3本の直線をつなぐ



さて、みなさんはどのように線を引きましたか。

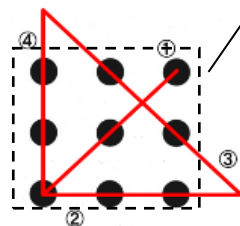
人権研修会などで、この問題の答えを発表すると、解けなかった人から、「なるほど!」という声もあれば、「そんなのあり?」「ずるいよ～」と納得がいかないような声も聞こえてきます。

では、これらは「ルール違反」や「ずるい解き方」なのでしょうか。

【条件】を見直してみると、「一筆書きの直線」で「9つの点をつなぐ」と書かれているだけなので、どちらも条件を満たしており、ルール違反とはいえません。

では、「そんなのあり?」「ずるい」と思った人は、なぜこの考えがでなかったのでしょうか。それは、一つの思い込みが原因であると考えられます。

「4本の直線」でつなぐ場合、無意識に、「9つの点からはみ出してはいけない」という思い込みが働くことによって、発想がせばめられてはいませんか。



この枠の中で、作業しなければならない(?)

では、「3本の直線」でつなぐ場合ではどうでしょう。「直線は、点の中心を通らなくてはならない」という思い込みによって、これもまた発想がせばめられてはいないでしょうか。

この「脳トレ」をもとに、私たちの生活を振り返ってみると、「〇〇は●●でなければならない」や「□□は■であるべし」という思い込みによって、「生きづらさ」を感じることがあるということに気がつきませんか。



この「脳トレ」を使ったアクティビティは、P13～21に掲載している学習プログラムでも紹介されています。(2本の直線の解き方もあり)

I 「知ること」「気づくこと」からはじめよう



なるほど！こんなところにも「思い込み」があるんだね…。人生経験が長いからといって、発想が豊かになるとは限らないんだな…。

さて、「私」は、お墓参りの話題で「50年も人生を送ってきたのに…」と言っています。しかし、見方を変えると、そう思い込んでしまうような影響を与えたのは「50年間の生活環境」だと考えることはできないでしょうか。

みなさんの家庭で、次のようなことはありませんか。



学校や園との連絡帳のやりとりや準備、会議に出るのは、いつも私ばかり。

法事などで親戚が集まると、片付けは女性たち。しかも、夫が手伝いなどすれば、逆に私の肩身が狭くなるし…。

旅行などでの長距離運転は自分ばかり。しかも家族はみんな寝ているし…。

「パパは一家の大黒柱なんだから、もっとしっかりして！」という圧が強いんだよなあ…。



何十年か前なら、「当たり前」だったことなのかもしれません。

しかし、今、このような「不満」をもつのは、無意味な男女の役割分担意識に違和感をもつからではないでしょうか。時代の流れとともに、世の中の様々な「ジェンダー」に関する考え方が変わってきたよい影響ともいえるのかもしれません。

しかし、一方で、まだまだこんなことはありませんか？

- 我が子や孫に「男のくせに、すぐ泣くなんてだめ」「女の子なんだから、もっと行儀よく」といった言葉をかけてしまう。
- 子どもにとって、「家事はママ」「パパは残業」が当たり前になっている。
- 服やおもちゃ、テレビ番組など、子どもの好みより、「男の子向き」「女の子向き」と大人の考えで決めている。

現在の子どもたちが50歳になったとき、「男女の役割」に関してどのような考えをもって過ごしているのでしょうか。今、私たちが示す「大人の姿勢」や「周りの大人がつくる環境」を改善することで、「不要な思い込み」をなくすことができるかもしれません。

私たちの日常生活は、様々な「人権」にかかわっています。私たち一人一人が、「身近な人権」に気づき、考え、正しく知ることから、「温もりと心の豊かさが実感できる長崎県」が実現されていくのではないのでしょうか。

I-2

「夜間中学」を知っていますか？

～さまざまな事情により中学校で学べなかった人が学び直せる学校～

みなさんは「夜間中学」を知っていますか？
公立中学校夜間学級、いわゆる「夜間中学」とは、夜の時間帯に授業が行われる学級（学校）のことです。

ここでは、「学ぶ権利」を保障する場の一つである「夜間中学」について紹介していきます。



Q1

どんな人たちが「夜間中学」で学んでいるの？



例えば、次のような人が通っているよ。



- 戦後の混乱期の中で義務教育を修了できなかった人
- 不登校など、さまざまな事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人
- 様々な理由から本国や日本で義務教育を修了せずに日本で生活を始めることになった外国籍の人

など

Q2

「夜間中学」はどんな学校なの？



「夜間中学」も公立の中学校なので、次のようなことが同じだよ。



- 先生は昼間の学級と同じ教員免許を持った公立中学校の教員
- 日本語指導の先生や通訳の人に協力してもらうなど、より充実した取組を行っている学校もある。
- 教科書も昼間の学校と同じ、国の検定に合格した教科書（無償）を使っており、卒業時には、中学校の卒業証書をもらうことができる。

I 「知ること」「気づくこと」からはじめよう

「夜間中学」では、年齢、国籍等や学習状況も一人一人異なることから、その実態に合わせて、様々な工夫をこらした教育が行われているんだよ。



- 学年で授業の内容を分けるのではなく、習熟度によるクラス編成
- 複数の教員による指導
- 日本語指導
- 先生が生徒の学力に応じた教材を準備したり、補習を行ったりするなど、生徒たちの状況に合わせた指導

Q3

1日のスケジュールはどうなっているの？



学校により多少違いはあるけど、一般的な夜間中学は次の例のような日課になっているよ。



夜間中学の日課表（例）

登校・学活	17:25～
1校時	17:30～18:10
休憩（食事）	18:10～18:40
2校時	18:40～19:20
3校時	19:25～20:05
4校時	20:10～20:50
学活・下校	20:50～

- ◆週5日授業が実施されます。
- ◆学級活動、掃除などもあります。
- ◆運動会や文化祭、遠足、修学旅行など様々な行事も行われます。
- ◆夏休みや冬休みもあります。

Q4

今、なぜ「夜間中学」が必要なの？



多様な背景を持った人たちの「学びたい」という願いに対応して幅広い教育を行うなど、自治体には学びの機会を保障することが求められているんだ。

平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立したんだ。



「夜間中学」は、その重要な役割を果たすことが期待されています。

Q5

「夜間中学」はどこにつくられているの？



文部科学省は、2022年10月現在の全国の設置・検討状況を次のように公表しているよ。



- すでに設置あり → 15都道府県(全40校)
- 開校を決定したと公表 → 4県7市
- 開校に向けて検討していることを公表 → 4県2市



九州には...

- ◆すでに設置あり → 福岡県(福岡市に1校)
- ◆開校決定(R6年4月開校予定) → 熊本県、宮崎市
- ◆検討中 → 佐賀県、長崎県、北九州市、大牟田市



※公立夜間中学の他に、ボランティア等により自主的に行っている、自主夜間中学が、令和4年度の調査によると全国に590あります

Q6

長崎ではどんな活動が行われているの？



夜間中学のことを専門家と参加者がいっしょに考えるシンポジウムが行われたよ。



- 佐世保大会:令和4年7月16日(土) 長崎大会:令和4年7月17日(日)
- シンポジウム全体テーマ:「長崎の新たな学びのカタチを考える」
- (内容)
- ・映画視聴 ・公立夜間中学の先生による基調講演
- ・パネルディスカッション
- 佐世保会場テーマ「夜間中学における外国人の学びを考える」
- 長崎会場テーマ「夜間中学における学び直しを考える」

他にも、公民館講座などで「学び直し」の場を提供している市や町もあるよ。



や かん ちゅう がく 夜間中学 を、知っていますか？

ここで自分^{じぶん}は変わった^か

自分のままでいいんだと思^{おも}えた

勉強^{べんきょう}する場^ばがあつてうれしい



イラスト提供：札幌市教育委員会

夜間^{やかんちゅうがく}中学では、様々^{さまざま}な理由^{りゆう}により義務^{ぎむきょう}教育^{きょういく}を修了^{しゅうりょう}できなかつた人^{ひと}や、
不登校^{ふとうこう}等のためにほとんど学校^{がっこう}に通えなかつた人^{ひと}、
また本^{ほん}国^{こく}で義務^{ぎむきょう}教育^{きょういく}を修了^{しゅうりょう}してない外国籍^{がいこくせき}の人^{ひと}などが学^{まな}んでいます。

「今^{いま}からでも学^{まな}びたい」

前^{まえ}向きな気^き持^{もち}にこ^こえ^える中^{ちゅう}学^{がく}校^{こう}が^あり^ます

夜間^{やかんちゅうがく}中学^{ちゅうがく}も昼間^{ひるま}の中^{ちゅうがく}学^{がく}と^{おな}じ、中^{ちゅうがく}学^{がく}校^{こう}です。

- ・授業^{じゅぎょう}料^{りょう}は、無^む償^{しょう}です。
- ・週^{しゅう}5日^{いつか}間^{かん}、授^{じゅ}業^{ぎょう}が^あり^ます。
- ・教^{きょう}員^{いん}免^{めん}許^{きょ}を持^もっ^てい^る先^{せん}生^{せい}が^おし^えて^いま^す。
- ・全^{すべ}て^かの^{てい}課^{しゅうりょう}程^{りょう}を^{しゅう}了^{りょう}す^れば、中^{ちゅうがく}学^{がく}校^{こう}卒^{そつぎょう}業^{ぎょう}と^なり^ます。

夜間中学

検索

詳しくは、文部科学省ホームページまたは最寄りの市区町村教育委員会へ
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/index_00005.htm

夜中を全国に！プロジェクト

文部科学省



「夜間中学」広報ポスター(文部科学省ホームページから)

「政府インターネットテレビ」では、夜間中学の実際の様子を「いまからでも、まなぼう！ 中学校の夜間学級」の動画(約8分)で紹介しています。



Ⅰ 令和4年度人権・同和教育指導者活動活性化・養成講座

■ねらい

人権・同和教育指導者と今後、登録が期待される指導者を対象に、対象者の活動内容に応じた実践的な研修を実施し、指導者の資質と意欲の向上と新たな登録者の増加を図るとともに、学習プログラム作成と指導者と市町担当者との事業案づくりなどにより、各地域における指導者の活動を活性化させ、人権教育・啓発の更なる促進を図る。

■参加者

前期:59名(登録済み指導者27名、新規参加者32名)

後期:47名(協議には、別途、市町・市町教育委員会人権担当者26名が参加)

■各講座について

【前期講座(対面開催)】

(1)開催期日及び会場

- ①令和4年7月26日(火)・27日(水) 佐世保市(相浦地区コミュニティセンター)
- ②令和4年7月28日(木)・29日(金) 対馬市(対馬市交流センター)
- ③令和4年8月23日(火)・24日(水) 五島市(福江文化会館)
- ④令和4年8月25日(木)・26日(金) 雲仙市(愛の夢未来センター)

(2)講師：桜井 高志 氏

(桜井法貴グローバル教育研究所代表)



(3)主な内容

参加体験型の人権研修を実施するためのファシリテーター養成

※講義、演習、講師体験、学習プログラム作成



【後期講座(オンライン)】

(1)開催期日：令和5年1月24日(火)

(2)主な内容

実践報告、協議(人権・同和教育指導者と市町・市町教育委員会担当者による連携)

◎本講座による成果(人権・同和教育指導者作成の学習プログラム及び実践等)をP13～31で紹介します。

◆長崎県では、人権教育・啓発に関する経験や知識、技能を生かして活動しようとする人を

長崎県人権・同和教育指導者

長崎県人権・同和教育マイスター

として登録しています。

① 講座で学んだことをもとに「さっそくやってみました」編

■ テーマ

「みな平等?～社会の見方や特権について考える～」

■ 対象：教職員、保護者、一般市民

■ 時間：70分(2つのアクティビティの合計)

■ 主な手法：アクティビティをとおしてのグループ協議、全体共有

■ ねらい

- ・自分が基準としているものの見方について振り返りながら、そこから社会や学校における決まりや制度について考える。
- ・それぞれ自分の立場から差別をなくす社会づくりに参画することとは何かを考える。

■ アクティビティ：アクティビティ①「一筆書き～9つの点～」
アクティビティ②「一歩前へ進め」

◇ 作成者：人権・同和教育マイスター 土手野 和広(小学校教員)
人権・同和教育指導者 土手野 明子(小学校教員)

■ 全体の展開

プログラムの流れ	準備物	時間
1 体験的参加型学習の仕方や決まりについて知る。 ※体験的参加型学習の5段階や留意点について確認する。		10分
2 「アクティビティ①」をとおして、「自己基準」と「社会の見方」について考える。 【アクティビティ・・・「一筆書き～9つの点～」】	・ワークシート	20分
3 アクティビティ②をとおして、自分と異なる他者の立場に立ち、「(無意識の)特権」について考える。 【アクティビティ・・・「一歩前へ進め」】	・状況カード ・役割カード	30分
4 振り返りをする。 【詩:「人の値打ち」(作者:江口いと)】 ※自身の立場を振り返り、他人の置かれている様々な状況にも思いを寄せさせたい。	・振り返りシート	10分

■ アクティビティ①

「一筆書き ～9つの点～」

■ 時間：20分

■ ねらい

・疑似体験をとおして自分が基準としているものの見方について振り返り、そこから社会や学校におけるきまりや制度について考える。

■ 準備物：ワークシート

◇ 作成者：人権・同和教育マイスター 土手野 和広（小学校教員）
人権・同和教育指導者 土手野 明子（小学校教員）

■ 展開

学習活動	指導者（ファシリテーター等）の活動及び留意点	時間
1 アクティビティ①のルールを知る。	○アクティビティ①のルールを確認する。 ○ワークシートを配り、一筆書きの要領でつなげる活動であることを確認する。 ○他に質問等はせず、自分の発想で取り組むことを楽しむようにする。	2分
2 疑似体験をする。	○5本の直線で一筆書きできることを提示し、4本や3本でもできるのかを考えることを提案する。 ○4本の時、3本の時・・・と、その都度解答を求め、全体で確認する。	13分
3 振り返る。	○体験して感じたことや考えたことを、全体で共有できるようにする。 ・視点を換えること、つまり、これまでの常識や価値観を見直すことで、新たな視点（発想）を見出せることを確認。 ・このことは、学校生活や社会制度のあり方においてどのように生かせるのかを考えるきっかけとなるようにする。	5分

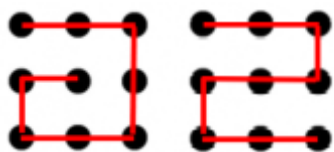
Ⅱ-2 人権・同和教育指導者作成の人権学習プログラム

■参加者(教職員)の感想

- ・閉じた思考を開いた自由な発想にすることも、自分にもその場を共有する人たちにも、やわらかい心と受け入れる優しさが必要だと思った。ありきたり、当たり前から多様性など身近に感じる経験を重ねて享受していくといいと思った。
- ・創造性は社会の進歩には必要だと思うので、できるだけ尊重されてほしい。合意の範囲は一人ひとり違うかもしれないので、確認は大変だが必要なことだと思った。
- ・考え方を少し変えることで答えることができた。見方を変える必要性を感じた。
- ・パズルを解いているとき、とても楽しかった。しかし『難しいな・・・』と思ったとたん、考えるのを放棄した自分がいたような・・・ 物事を多面的に見ることを放棄したことにつながっていくのかなと思った。いろんな性格をもった子どもたちをしっかりと多面的に見ていくようにしようと思った。
- ・自分の中の考えだけでなく、もっと広い視野や考え方をもち、問題解決に臨むことが大切だと感じた。これからは解決するとき自分の思いだけでなく、多面的多角的に、同調圧力に屈せず、正解主義に惑わされることなく考えていきたい。
- ・多面的にいろいろな角度から見たり考えたりすることが自分自身も必要だなと思った。いろいろな意見を聞いて(はみ出しても良い・・・など)考えが広がる、視点が広がることがあるので、いろいろな意見を聞くことも大事だと思った。ただし、いろいろなひらめきのなかでも“皆の合意の中”という、必要に応じて許される範囲もあり、そこを対話しながら合意していくことも大切だと思った。
- ・全くできなかったのが悔しさが残った。発想の転換、視点を変えるなど必要なときもあるので順応できれば良いと思った。
- ・様々な見方がある中で合意の下、様々な意見は尊重しなければならないし、その中に社会を良くしていこうとする素晴らしい考えがあるのだろうと、改めて考えた。

<回答例と考え方>

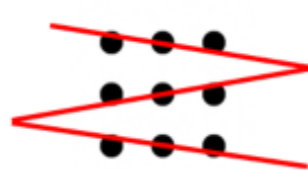
(5本)



(4本)



(3本)



(2本)



このアクティビティをもとに、社会のあり方を考える

【5本】ある決まったとらえ方だけが、社会のあり方・人の生き方ではない。

【4本】一つの型から飛び出す生き方・考え方もあり、皆の合意の中では尊重されるべき。

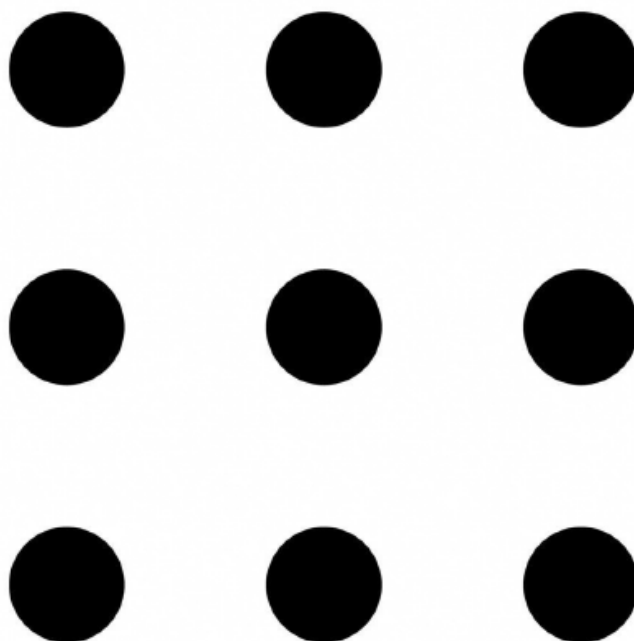
【3本】必ずしもその中心を通ることだけが正しいわけではなく、許される範囲(皆の合意の中)の考えを大いに生かすことも大切。

【2本】使われる線(方法等)も、その線の幅は必要に応じて許される範囲(皆の合意の中)の考えを生かすことも大切。

アクティビティ「一筆書き ～9つの点～」

問：9つの点を4本以下の直線で、一筆書きしてみよう！

【注意：紙を折ったり丸めたりしない。平面にして考えて！】



■ アクティビティ②

「一歩前へ進め」

■ 時間：20分

■ ねらい

・自分と異なっている他者について共感するとともに、そこから社会における様々な不公平について考える。

■ 準備物：状況カード、役割カード

◇ 作成者：人権・同和教育マイスター 土手野 和広（小学校教員）
人権・同和教育指導者 土手野 明子（小学校教員）

■ 展開

学習活動	指導者（ファシリテーター等）の活動及び留意点	時間
1 アクティビティ②のルールを知る。	○アクティビティ②のルールを確認する。 ・体験している間は、質問や意見は出さない。 ・自分がもらった「役割カード」について、想像できる範囲で役になりきり、状況を考えながら行動する。	2分
2 疑似体験をする。	○机や椅子がない広いスペースに移動し、アクティビティ②を行う。 ・参加者は、一直線に、横に並ぶ。 ・ファシリテーターが読み上げる「状況カード」の内容が自分の役割に当てはまると思ったら一歩前に進む。 ・アクティビティの途中での質問等はしない。 （疑問が出てきても途中では出さず、後の協議で出してもらうことを確認する。）	5分
3 体験して感じたことや考えたことについて意見を交換する。	○「役割カード」の内容が異なる数名ずつのグループに分け、意見を交換させる。 ※意見を交流することが大切であり、一つの考えにまとめなくてよいことを確認しておく。	10分

Ⅱ-2 人権・同和教育指導者作成の人権学習プログラム

<p>4 振り返る。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>・自分の「役割カード」の内容と、感じたことや考えたことを発表する。 ※全体の時間を更に確保できる場合は、同じ内容の「役割カード」のグループで一度意見交換し、その後内容の異なる「役割カード」でグループを組み直して意見を交換する方法もある。</p> </div> <p>○考えを全体で共有できるようにし、役割によって、その身に起こる状況に差が生じること、不公平さがあることを確認する。</p>	<p>13分</p>
----------------	--	------------

■参加者（教職員）の感想

- ・様々な人の事情、時に目に見えて気遣えることもあり、時にお互いが歩み寄って事情・立場・配慮すべきことが見えてくるのだと思った。子供たちに対する時にも言動に気をつけたいし、学び続ける大切さを示したい。
- ・自分の（役割）カードを見たときに固定観念にとらわれていて、先に進むことができなかった。「〇〇の立場の人は△△だ。」と決め付けることが多いと感じた。9つの点同様、見方を変える大切さを感じた。
- ・私は「恵まれた女の子」役だった。しかし、他の役（外国人、性同一性の人…）いろいろな立場の人がいて、もし私がそのうちの誰かだったらどうしたらろうと考えると難しい。立場や状況によって道を堂々と歩けるか、他の人に自分から関わろうと思えるかなどの当たり前でできることが変わってしまうということがわかった。
- ・以前参加した研修会では、「レスビアン」の役で、前に進めなかったことが多かった。今回は公務員でどンドン前に進めた。私たちは恵まれている。自分と異なる立場の人のことを考えて、子どもたちの対応ももっと考えることが大切だと思った。（親はこうあるべきだとか決め付けてはいけない。）
- ・戦争が一番の人権侵害だといわれることをアクティビティをとおして実感した。
- ・戦争、宗教、母子家庭、住む場所、仕事…と様々な人が一人ひとり違う立場で社会があり、自分の価値観だけで社会や人を捉えることのないように気をつけたいと思ふ。この折り合いをつけることが難しいところであり、そこを、対話をとおしてよりよく生きていくため、一緒に過ごしていくためにどうしていけばいいのか、学級でも考えていかないといけないと思った。
- ・人権の研修会というと堅苦しいイメージがあるが、ゲーム的な内容で和やかな雰囲気の中で様々なことを深く掘り下げた研修で自分自身の考えを振り返ることができた。

Ⅱ-2 人権・同和教育指導者作成の人権学習プログラム

アクティビティ「一歩前へ進め」
役割カード

<p>あなたは、失業中のシングルマザーです。</p>	<p>あなたは、車いすでしか移動できない、障害がある若い男性です。</p>
<p>あなたは、地域の銀行の支店長の娘です。大学で経済学を勉強しています。</p>	<p>あなたは、ウクライナから逃れてきた24歳の難民です。</p>
<p>あなたは、外国から移住してきて、今住んでいる国の言葉を流暢に話せない、失業中の教師です。</p>	<p>あなたは、靴をつくる工場を定年退職した労働者です。</p>
<p>あなたは、事業がうまくいっている貿易会社の社長です。</p>	<p>あなたは、22歳のレスビアンです。</p>
<p>あなたは、ヘロイン依存症になっている若いミュージシャンのガールフレンドです。</p>	<p>あなたは、ホームレスの若い男性で、27歳です。</p>
<p>あなたは、山間部の人里離れた村に住む農民の、19歳になる息子です。</p>	<p>あなたは、地方公務員として、現在も健康で働いている、35歳、未婚の教師です。</p>

アクティビティ「一歩前へ進め」保護者・教職員バージョン

留意点

以下の状況を、声を出して読み上げましょう。それぞれの状況を読み上げた後、参加者が前へ進み、お互いにどのくらい移動できたかを比較して見るための時間を与えましょう。

○状況カード

- ・あなたは、警察に呼び止められることを恐れてはいません。
- ・あなたは、自分の素性のために差別されていると感じることはありません。
- ・あなたは、自分のニーズにかなう適切な社会的医療的な保護を受けています。
- ・あなたは、年に一度は休みの日にどこかへ出かけることができます。
- ・あなたは、友だちを自宅での夕食に招待することができます。
- ・あなたは、楽しい生活をし、あなたの未来について肯定的です。
- ・あなたは、学習することができて、自分の好きな職業につけると感じています。
- ・あなたは、国および地方の選挙に投票することができます。
- ・あなたは、自分の子どもの将来を心配していません。
- ・あなたは、少なくとも3ヶ月に一度は新しい洋服を買います。
- ・あなたは、自分で選んだ人と恋愛することができます。
- ・あなたは、自分の住んでいる社会で、自分の能力が正しく評価され、尊重されていると感じます。

◆実践者として考える「成果(○)」と「課題(●)」(プログラム全体)

- 学習プログラム①「一筆書き」では、自分の見方や考え方の中の「常識、当たり前」にいつしか自分が支配されて、物事を見る範囲を狭めている場合もあることを、参加者に感じ取ってもらうことができた。他の参加者の発想に気付く場面があり、多くの人の目で見えて考える必要性も見出してもらえたようだ。
- 学習プログラム②「一歩前へ進め」において、参加者が役割カードに示した人物像をなかなかイメージできず苦労した場面から、学習プログラム①「一筆書き」に関連して考えさせたり、実際に当事者を知ることにより、その立場を理解することにつながることを確認したりすることができた。
- 今回の「役割カード」の中に公務員(教職員)を設定したが、我々の立場が有意な位置に立っていることを、公務員(教職員)以外の役割を演じた参加者との協議から実感してもらうことができた。
- 保護者や将来子どもたちが就く職業も様々であり、そこに「この職業はすばらしい」「この職業はあまりよくない」などの差があってはいけないということも考えることができた。この時、併せて、部落差別の問題を考えるために、詩「人の値打ち」(江口いと：作)を用い、この詩が意味する被差別部落への偏見や差別の問題を考える場をつくることが有効であると感じた。
- 2つのアクティビティをセットにして全体を一つのプログラムとして実施すると70分を要する。研修で確保できる時間に応じて2回に分けて実施したり、部落問題について研修する機会を別に設定してこのプログラムとつないで考えさせたりする工夫も必要である。
- 学習プログラム②「一歩前へ進め」の感想の協議の際に、「私たち公務員等にはいわゆる『特権』が無自覚のうちに存在していること」また、「その『特権』を有する私たちの、社会の中にある諸問題に対する立ち位置」などについて、ファシリテーターとして十分に伝えることができたのか不安があった。別の機会に、再度考えたり協議したりする場をつくりたい。

② 講座での学びをもとに「オリジナルプログラムを作ってみました」編

■ テーマ

「高齢者の難聴 ～理解と対応～」

■ 対象：小学高学年以上・中学生・高校生・一般

■ 時間：60分

■ 主な手法：参加型学習、グループワーク

■ ねらい



- ・「年を取ると耳が遠くなる」など、生活の中でそういうものだと学んだものについて、正しい知識を学び、偏見をなくしていく。
- ・高齢者の難聴になる原因と症状を知り、難聴を有した高齢者が困っていることに気づく。また、誰もがそうなる可能性があることを知るとともに、自分の事として考え、難聴を有した高齢者にどのように対応したらよいか、対応の仕方を考える。

■ 準備物：パワーポイント(スライド)、パソコン、プロジェクター、スクリーン、ワークシート(バタフライシート)、水性マジック

◇ 作成者：人権・同和教育指導者 橋本 道子
(ながさきファミリープログラムファシリテーター)

■ 展開

学習活動	指導者(ファシリテーター等)の活動及び留意点	時間
1 アイスブレイク 「勝ち抜きじゃんけん」	○「勝ち抜きじゃんけん」について説明し、アクティビティを行うグループに分ける。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ルール> ・出会った人に自己紹介してからじゃんけんをする。 ・3回勝った人から順に一列に並ぶ。 </div> ○勝った順番をもとに、5～6人の班に分ける。	5分
2 講話「高齢者の難聴」をきく	○パワーポイント資料を使い、高齢者の難聴の原因と症状と、その困り感を知り、理解を深める。 ※誰にでも起こる可能性があることに気づく ※難聴を有した高齢者の困り感に気づく (資料、論文などを基に作成しておく)	20分

<p>3 アクティビティ① 「バタフライシート」にコミュニケーションの方法と、その理由を書き出す。</p>	<p><資料作成のポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ●65歳以上の高齢者の約半数が難聴を有している ●高齢者の難聴の原因 <ul style="list-style-type: none"> ・耳詰まり ・内耳にある蝸牛と言われる組織内の有毛細胞が老化により減少 ●難聴に加えて耳の病気を有することもある ●高齢者の難聴の間こえの特徴 <ul style="list-style-type: none"> ・補聴器を利用しない場合 ・補聴器を十分に利用できるようになるまで時間がかかること ●コミュニケーションの取り方 <ul style="list-style-type: none"> ・例をいくつか上げる程度に留める ●「話しかけグッズ(聴覚障害支援用品)」の紹介 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><話しかけグッズ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・メガホン ・もしもしフォン ・伝わるホン  <div style="border: 2px solid red; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;"> 話しかけグッズ 聴覚  </div> </div> <p>○「バタフライシート」の使い方を説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●グループで話し合ったことを枠に書き込む <u>※<注>(次ページ)参照</u> <ul style="list-style-type: none"> ①コミュニケーションの方法 → 大きい横枠 ②そう考える(①の方法の)理由 → 細い横枠 <p>・記入者を決めた方がスムーズに進むが、記入者にも意見を出してもらうようにする。</p> <p>・聞こえにくさを自分の事として考え、自分だったらどうして欲しいと思うか、グループ内で意見を出し合っ、大きい枠に書き込むように促す。</p>	<p>15分</p>
---	---	------------

Ⅱ-2 人権・同和教育指導者作成の人権学習プログラム

<p>4 アクティビティ② 「ギャラリーウォーク」により 考えを深める。</p> <p>5 振り返りを行う。</p>	<p>○参加者に活動の仕方を説明する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ●作成したバタフライシートを机に置き、グループごとにまとまって、他のグループのシートを見て回る。 ●ペンを持って移動し、共感できる意見に☆や○や◎など好きなマークをつける。 </div> <p>○1グループを見る時間を設定し参加者に伝える。</p> <p>○共感したものに付いたマークをもとに、他の人の意見を認めたり、他のグループの話し合いの結果を共有したりすることができるようにする。</p> <p>○学んだことや感じたこと、意識が変わったか、これから役立てたいことなどを話し合えるようにする。</p>	<p>10分</p> <p>10分</p>
--	---	-----------------------

※<注>

①「コミュニケーションの方法」を記入

バタフライシート

難聴の高齢者との
コミュニケーション

②「そう考える（①の方法の）理由」を記入

Ⅱ-2 人権・同和教育指導者作成の人権学習プログラム

バタフライシート

指導者のための コミュニケーション		

③ 講座での学びと既存資料をもとに「プログラムを作って実践しました」編

■ テーマ

「この権利が大切 ～子どもの権利条約より～」

■ 対象：小学生(高学年)・中学生

■ 時間：45分

■ 主な手法：アイスブレイク、ランキング、ブレインストーミング、グループ協議

■ ねらい

- ・「子どもの権利条約」は、世界各地の子どもの権利を保障していることを理解する。
- ・自分の生活について、「権利」という視点から見つめ、保障されないと困ることや、自分の考えを表明する方法を考える。
- ・互いの価値観や大切にしたいことについて理解する。

■ 準備物：模造紙、付箋紙、「子どもの権利条約」カード(※1)、

「世界のともだち」の画像(※2)

◎「unicefホームページ」からダウンロード可能な準備物

(※1)「子どもと先生の広場」→「子どもの権利条約」

(※2)「子どもと先生の広場」→「世界のともだち」の画像

◇ 作成者：人権・同和教育指導者 田崎 洋子(小学校教員)

■ 展開

学習活動	指導者(ファシリテーター等)の活動及び留意点	時間
1 アイスブレイク 「画像パズル」	<p>○「画像パズル」について説明する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①4分割にした画像を一人に1枚ずつ配る。 (他の人のカードを見ないように指示)</p> <p>②「スタート」の合図とともに、同じ画像のピースを持っている人を探してグループになる。 (1グループ:3~4人)</p> </div> <p>○すべてのピースがそろったグループには画像の解説を読ませ、画像を黒板に貼る。</p> <p>※中心となる「子どもの権利条約」に関する学習活動へとつながるよう、「画像パズル」には、世界の子どもに関する画像を使用する。</p>	5分

Ⅱ-2 人権・同和教育指導者作成の人権学習プログラム

<p>2 「子どもの権利条約」について知る。</p>	<p>○「子どもの権利条約」シートを配付し、その内容について説明する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●1989年に国連で採択され、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。 ●18歳未満の児童(子ども)を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様にひとりの人間としての人権を認めている。子どもならではの権利も定められている。 ●4つの柱(生存・発達・保護・参加)に関わる様々な権利を具体的に定めている。 </div>	<p>5分</p>
<p>3 「守られないと困る権利」を1つ選択して理由を書き、グループで意見交流する。(ランキング)</p>	<p>○自分に大切と思うものに丸をつけながら一覧を見ていくよう伝える。守られないと困る理由をワークシートに書く際には、具体的にどんなとき、場面で困るのかを考えさせる。</p> <p>○それぞれの意見を聞いて、なるほどと思ったことや、自分とは違う考えなどを自由にメモするよう促す。(※意見を聞いて、考えを変更するのも可)</p>	<p>14分</p>
<p>4 もし、あと1年でそれらの権利が失われるかもしれないとしたら、これからどうするかをグループで考える。(ブレインストーミング)</p>	<p>○どうするかというアイデアを付箋紙1枚に一つずつ書いて模造紙に貼らせる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(予想されるアイデア)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なくなったら困るということをチラシに書いて街頭で配る。 ・新聞に投稿する。 ・総理大臣などに手紙を書く。 ・代わりになるものを考える。 ・なくさないでほしいという署名を集める。 ・みんなで集まってどうしたらいいか話し合う。 </div> <p>※アイデアを出すことが難しそうな場合には、「高校生1万人署名活動」を見せる。</p> <p>○各グループのできあがったものを机に置き、全員で自由に見て回るよう促す。</p>	<p>14分</p>

Ⅱ-2 人権・同和教育指導者作成の人権学習プログラム

<p>5 いろいろな生活環境の子どもを対象に作られた条例であることを確認する。</p>	<p>○条例の中に、なぜこんなことが書かれているのか、自分には関係がないというものはなかったか、なぜそれが入っているのかを考えさせる。</p> <p>※第29条にあるように、人権、平和、環境を守ることを学ぶために教育を受ける、身近な人はもちろん、世界中の人と人がよりよく生きていくために教育を受けることを確認する。</p>	<p>2分</p>
<p>6 振り返りを行う。</p>	<p>○ワークシートに記入し、グループ、全体で共有する。</p>	<p>5分</p>

■実践してわかったこと

(1) 学習活動「4」で、実際に出た子どもたち(小学校高学年)のアイデア

- ・助けを求める、相談する(先生、大人、親、他の国)
- ・全国の小学生に伝えて仲間になる
- ・理由を聞く、話し合う、討論する
- ・子どもの権利保護活動をする
- ・子ども総理大臣をつくる
- ・裁判をおこす、政党に訴える
- ・新しい法律を作って、同じ条例を作る
- ・自分が総理大臣になって新しい法律を作る
- ・権利の大切さ、よさを知らせる(ポスター、CM、看板)
- ・権利をなくすことへの反対運動(署名、デモ、提言、国に手紙を書く、町内放送、抗議運動、空からピラをまく、座り込み、SNS やテレビ・ラジオ・新聞を使って発信する)
- ・隠れる、逃げる、あきらめる、泣く
- ・無視して生活する
- ・世界中の子どもと安心できる場所に逃げて自給自足
- ・武力に訴える(←別途、正義について考える学習が必要)

など

Ⅱ-2 人権・同和教育指導者作成の人権学習プログラム

(2) 学習した子どもたち(小学校高学年)の感想

- 世界に教育を受ける権利がない子がいるなら、自分にできることがないか考えたい。
- まだ権利が守られていない子がいることがわかった。その子たちのために何か一つでもできることをやっていきたい。
- 子どもにも法律があったことに驚いた。子どもにも権利があったことがうれしかった。この条約はなくならないでほしい。
- 世界には、あんな当たり前のことさえも守られていない国があることがショックだった。子どもの権利条約が日本にあってよかった。全ての国の子どもにこの条約が守られるようになってほしい。
- 世界平和につながると思う。
- 第38条の「15歳にならない子を軍隊に参加させない」というのは、15歳になったら戦争に行かされる国があるということだと思った。驚いたし、怖い。自分は行きたくない。
- ウクライナとロシアとの戦争や、難民のニュースのこととつながりがあると思った。
- 権利が守られていないときに、「条例に書かれています。権利を守ってください。」と訴えることもできるものになっている。
- 自分には関係ないと思っても、他の人には関係のある大切な条例もある。
- 権利は大切なものだと思った。もっと人と関わっていきたくなった。
- 意味がよく分からないのもあったけれども、こういうものがあるということをもっと知ることができてよかった。
- こんなにたくさんの権利があることを知らなかった。
- 権利についてもっと知りたい。
- 世界の子どもがみんな平等に権利を持たないといけないと思った。
- 自分も他の人の権利を奪ったりせずに、大切にしたい。
- 他の班の人の意見を聞いて、確かにそういう考えもあるなと思った。ポスターやCM、放送で多くの人に条約の大切さを知らせる人もいれば、デモを起したり、署名活動をしたりして、条約をなくすことに反対する人もいた。
- 大切な条約がなくなるかもしれないときに、私たちにできることがいろいろあると思った。

Ⅱ-2 人権・同和教育指導者作成の人権学習プログラム

(3) 実践者として考える「成果(○)」と「課題(●)」

- 子どもの権利条約について、参観した教職員の学びの場にもなった。
- 子どもたちにとって当たり前と認識している権利が、国によっては保障できていないことを学べた。
- グループワークにしたことで、自分たちにできることを活発に意見交流していた。意見をつないだり、質問しあったりして相手の意見を尊重して進める姿が見られた。
- アイスブレイクの画像パズルを学習の振り返りで使ったことや「第29条教育の目的」を確認したことによって本時の学習を価値づけることができた。
- 「世界の子ども」や「高校生1万人署名」の画像、子どもの権利条約のイラスト入りシートを使ったことで、子どもたちにとって理解しやすくなった。
- 「高校生1万人署名活動」の高校生平和大使の姿を見せることによって、身近にとらえ、自分にもできることがあると思わせることができた。
- 40条をゆっくりと見たり、考えたりする時間がとれなかった。
 - (改善案1) 事前にシートを配付しておき、大切だと思うものに丸をつけてくることを宿題にする。
 - (改善案2) 学習活動「4」をカットすることで時間を確保し、本活動の狙いの中心である学習活動「2」「3」の時間を確保する。
- ワークシートに「これまでの自分」を振り返る項目を追加すると、学んだことの振り返りが深まると思う。

(4) 学習を参観した教職員の感想等

- ・世界には権利が守られていない子どもたちがいることを学び、子どもの権利条約について真剣に考えていた。自分たちの生活は当たり前ではないことを学ぶとともに、自分たちの権利が保障されていることに安心した子もいたと思う。
- ・全ての権利に目を通すのは時間が足りなかったと思うが、そのくらいたくさんあるということが分かったと思う。
- ・学習活動の「権利がなくなったらどうするかを考える」という部分を省略してはどうか。「大切な権利を選ぶ」と「いろいろな生活環境の子を対象に作られた条約であることを確認する」とをつなぐことに時間をかけると、世界の子どもを守るために条約に反映されているということへの理解が深まるのではないかな。
- ・それぞれ大切にしたい権利が違っているという「ちがい」にも子どもたちは気づくことができていた。
- ・自分自身の学ぶ場を得られた。子どもたちにとって当たり前と認識している権利が、国によっては保障できていないことを学べたことは成果だったと思う。

この権利が大切～子どもの権利条約より～

年 組 氏名()

守られないと困る権利

第 条()

困る理由

メモ

今日の学習でわかったこと、思ったこと、これからに生かしたいこと

長崎県人権教育啓発センターを紹介します!

センターの設置目的

★一人ひとりの人権が尊重される長崎県づくりをめざす人権教育・啓発活動の拠点施設です。

- 人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための広報・啓発活動を推進します。
- 社会教育関係者や企業・団体職員、行政職員などを対象にした教育・研修活動を推進します。
- 相談窓口を開設し、人権問題などの解決を支援します。
- 図書・ビデオライブラリーや情報収集・提供機能を活用した学習や研修活動を支援します。
- 交流・研修フロアの活用により、人権をキーワードにした交流と連携活動などを支援します。

県庁1階にあります



センターのご利用方法

- 利用できる時間：午前9時から午後5時まで
- 休館日：祝日、振替休日、年末年始（12月29日～1月3日）

◎図書・DVD（ビデオ）などの閲覧・貸出し（無料）

品名	貸出期間	最大貸出数（1回につき）
図書	2週間以内	8冊
DVD・ビデオ		5本

- ・県内在住の方、県内に通勤・通学されている方に、申込みにより貸出しを行います。
- ・最大貸出数は、男女共同参画推進センター所有の図書・DVD（ビデオ）を合わせた数です。
- ・DVD（ビデオ）は宅配での貸出しが可能です。（送料は利用者負担）



Ⅲ 人権・同和対策課(人権教育啓発センター)の事業等

◎ 1階協働エリア及び会議室等の貸出し (無料)

- ・人権に係る団体やグループの会議、研修などに利用できます。(120日前から予約可能)

※利用される場合は事前に当センターへお電話ください。

- ・「1階協働エリア」は、センター休館日以外に貸出しができません。
- ・「会議室」の貸出しは、センター開館日の土曜、日曜に限ります。



人権に関する相談窓口

● 095-826-5115 (人権教育啓発センター) ※相談は無料

● 祝日・振替休日以外の毎日 9:00~17:00

- ・人権に関する悩みや、研修の企画・講師の紹介などの相談のほか、企業・団体等からの研修依頼も受け付けています。
- ・電話による相談もできますので、センターの電話番号へおかけください。(ただし、通話料は自己負担)
- ・人権に関する悩みなどの相談については、内容に応じて他の適切な相談機関を紹介するなど、解決のための支援を行います。(相談に関する秘密は厳守されます。)

その他の取組

◎ LGBT相談デー (相談は無料 ※ただし、通話料は自己負担)

LGBT等の性的少数者の方やその家族、友人の方などからの悩みや相談に応じています。

- ・相談日時: 毎月第3土曜日 9時30分~13時
- ・専門の相談員(臨床心理士)が対応します。
- ・相談内容は厳守します。匿名でも相談可能です。

<専用ダイヤル>

090-5939-5095

◎ 駅前じんけん講座、人権企画展

- ・年に2回、人権課題についての講座を開催しています。
- ・年に4回、様々な人権課題をテーマに企画展を開催しています。

※他にも様々な情報を、ホームページで紹介していますのでご覧ください。

長崎県人権・同和対策課

検索



ビデオライブラリー 新規購入DVD情報

◆ビデオ・DVD・図書の貸出しについて
 県庁1階「県政資料閲覧エリア」にビデオ・DVD・図書を配架し貸出しをしていますのでご利用ください。
 ※ビデオ・DVD・・・1回につき5本以内 ※図書・・・1回につき8冊以内 ※期間・・・2週間以内

○借り方・返し方
【来館される場合】
 ・県民センター受付(県庁1階)で、希望するビデオ・DVD・図書名を貸出申込書に記入し提出してください。
 ※相談等がある場合は人権・同和対策課が対応しますので、受付にその旨申し出てください。
 ※貸出しに際して、身分証等により本人確認をさせていただきます。

【郵送等の場合】(ビデオ・DVDのみ)
 ・長崎県人権教育啓発センター(人権・同和対策課内)までご連絡ください。
 ※貸出し・返却時の送料は利用者負担です。

【長崎県人権教育啓発センター】
 長崎市尾上町3-1
 電話:095-826-5115
 (2585)
 FAX:095-826-4874

番号	ビデオタイトル	種類	分類	対象	時間(分)	内容
336	シリーズ映像で見る人権の歴史 第1巻 東山文化を支えた「差別された人々」	D V D	その他の教材	小学生 一般	16	本シリーズでは、新しい部落史研究の成果と、教科書記述の変化をふまえられている。また、小学校と中・高校の教科書で「被差別者の呼称」の取扱いが異なることを踏まえ、「小学生版」と「中学生以上版」の2タイトルの動画が収録されている。本巻では、東山文化にスポットを当て、差別された人々と差別することなく正しく評価した人たちによって世界に誇れる文化遺産が築かれたことを学ぶことができる内容となっている。
337	シリーズ映像で見る人権の歴史 第10巻 差別のない社会へー私たちはどう生きるかー	D V D	その他の教材	小学生 一般	20	この作品では、子どもたちが直面した「いじめ」をきっかけに、4人のゲストティーチャー(被差別部落出身者、電動車椅子ユーザー、在日コリアン3世、日本人とアメリカ人のダブル)を招いたオンライン学習を通じて、子どもたちが社会にある様々な差別に気づき、自分自身を見つめ直し、よりよい生き方を目指す姿を描いている。差別を許さない生き方はどうあるべきか、現代社会に残る差別を解決していくために自分は何ができるかを考えることができるドラマとなっている。
338	夕焼け	D V D	ドラマ	一般	35	この作品では、近年話題となることが多い「ヤングケアラー」を題材に取り上げている。互いを気にかけて、人と人がつながっていくことが、ケアラーと家族が抱える問題解決の糸口になる様子が描かれている。年齢属性を問わず、共に助け合える「だれもが人権尊重される社会」の実現を目指すことを目的とした人権啓発ドラマとなっている。
339	はじめて学ぶLGBTs ①男らしい色?女らしい色? <低~中学年向け> (文部科学省選定)	D V D	アニメ	(低小 学 中 生)	12	アニメーションにより描かれた色鉛筆と人間との物語を通して、思い込みや偏見にとられることの無意味さに気づき、自分らしくあることの素晴らしさ、他者を尊重する姿勢を学びながら、多様性を肯定的に捉える感性を育てることをねらっている。 ※バリアフリー字幕版選択可 ※教員向け授業展開解説映像付き
340	はじめて学ぶLGBTs ②好きになってはいけないの? <中~高学年向け> (文部科学省選定)	D V D	ドラマ	(中小 学 高 生)	22	同性を好きになった児童の物語を通して、恋愛感情の在り方は決して画一的ではなく多様であり、異性を好きになる人も同性を好きになる人もおり、いずれかに価値があるのではなく、どちらも肯定的にとらえることができる構成になっている。 ※バリアフリー字幕版選択可 ※教員向け授業展開解説映像付き



じんけん ながさき

(人権啓発資料32 人権・同和教育と啓発をすすめるために)

令和5年3月発行

発行 長崎県県民生活環境部人権・同和対策課

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

TEL 095-824-1111 (内線2323)

直通 095-826-2585

この印刷物は、再生紙で作られています。